

春日市部活動指導の指針について（お知らせ）

春日市教育委員会では、国及び県からの通知を受け、生徒や教員が心身ともに健康で、部活動に取り組める環境づくりを推進するため、「春日市部活動指導の指針」を策定しています。今後とも、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

部活動時間と休養日

原則として福岡県が示している基準に沿うものとします。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。

（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、成長期にある生徒のスポーツ傷害や事故を防ぐため、休養日を他の日に振り替えます。）

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、所属部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けます。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、上記基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、弾力的に定めることができます。



計画的な活動のために

学校は「部活動に係る活動方針及び年間計画等」を策定し、公表します。

- 年間を試合期、充実期、休息期等に分けたプログラムを計画的に立案します。
- 活動目標、指導方針、計画、指導内容や指導方法等を明確にします。
- 大会や練習試合等を精選するとともに、効率的で効果的な練習方法等を検討します。
- 運動部活動の指導内容や方法は、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学、コーチング技術やマネジメント等をベースにします。

（例）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試合期	試合期	試合期	試合期	休息期・ 充実期	試合期	試合期	試合期	充実期・ 休息期	休息期・ 充実期	充実期	充実期

筑紫地区の状況を鑑み、年間を見通し、四半期を一つの目処に、一部弾力的対応を取り入れるものとしています。

生徒の健全育成のために

- 家族で過ごす時間や家庭学習等に取り組む時間を確保するよう努めます。
- 日頃から、保護者の理解を得られるよう連携に努めます。
- 生徒の心身の発達段階や体力差等を考慮し、練習内容・方法・時間等について、学年間や個人間で軽重を付けるなどの工夫を行います。
- 具体的な各部活動の休養日及び活動時間等については、各部活動顧問が早めに生徒や保護者に周知します。

